

川崎市告示第39号

環境負荷低減行動計画に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）第74条の規定により環境負荷低減行動計画に関する指針を次のように定め、令和8年4月1日から適用し、平成12年川崎市告示第605号及び令和元年川崎市告示第68号は、同日から廃止する。

令和8年1月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第25条第1項に規定する環境配慮書の作成を要する指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、次に定めるところにより、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定するものとする。

1 環境負荷低減行動計画の作成、実施等の手順

環境負荷低減行動計画（以下「計画」という。）の策定に当たって、日本産業規格Q14001に定める環境マネジメントシステム及びこれと同等の環境マネジメントシステムの実施により事業所独自の計画の策定、実施等の手順がある場合にあってはその手順により、事業所独自の計画の策定、実施等の手順がない場合にあっては次の手順によるものとする。なお、8の環境負荷低減行動計画書の作成に当たっては、3から7までに定める方法によること。

(1) 環境管理体制の整備及び対象事項の選定

環境管理のための体制を整備した上で、指定事業所の事業内容、事業所の形態等に応じ、当該指定事業所において、環境への負荷の低減に向けた取組の対象となる事項を、規則第64条第1項各号に掲げる事項から選定する。

(2) 現況の把握

評価対象として選定した事項について、環境負荷低減行動の現況の取組状況を把握するとともに、現況の環境への負荷量も把握し、それらの結果を取りまとめる。

(3) 現況の評価

選定した対象事項について、現況の取組状況及び環境への負荷量の結果を基に、事業者としての環境上の関心、環境への影響の程度の観点等から現況の環境負荷低減行動を評価する。

(4) 計画の策定

現況の評価結果を基に、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針を策定し、この方針に沿った環境行動目標を掲げた計画を策定する。

規則第65条第1項に規定する事業所にあっては、環境負荷低減行動計画書を市長に提出する。

(5) 計画の実施

策定した計画は、適切に実施するとともに、計画の実施状況について、適宜評価を実施し、計画の実施状況に反映させる。

(6) 評価・見直し

計画終了年度において、それまでの計画の実施状況、評価の結果等を基に、計画の見直しを行うものとする。

計画の策定から計画の評価及び見直しまでに至る流れは、図のとおりである。

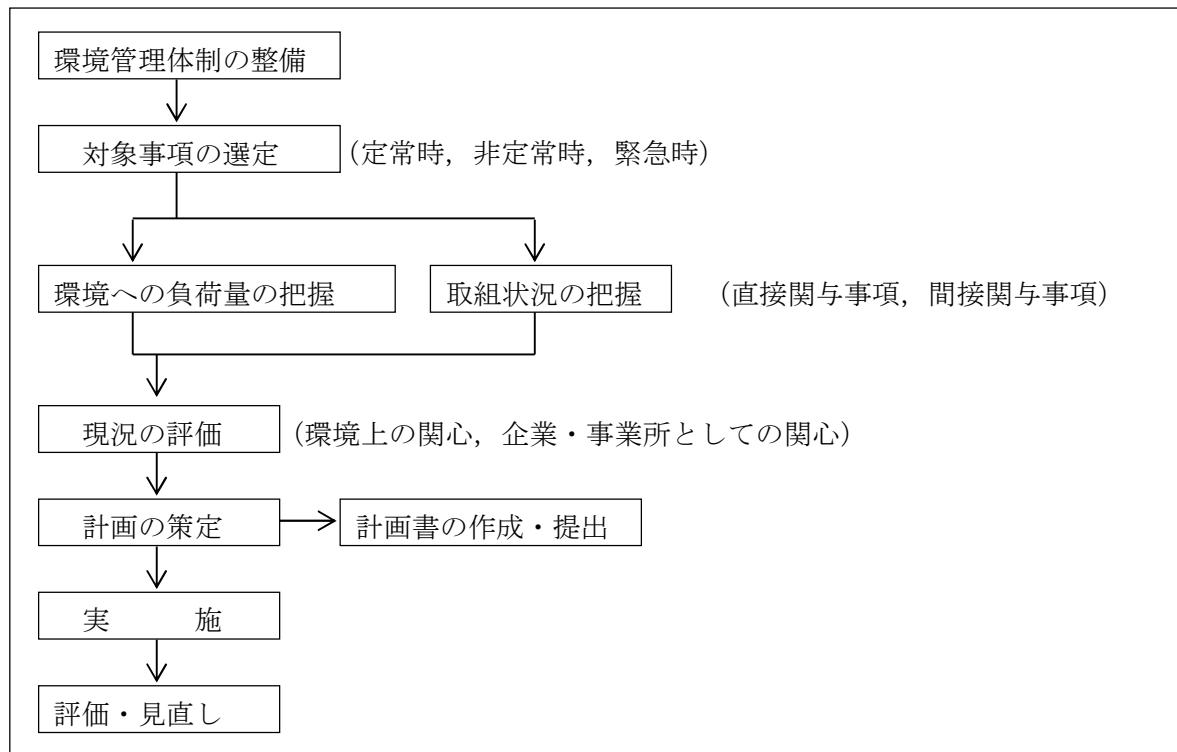


図 計画の策定、実施等の流れ

2 環境管理体制の整備

環境の保全を推進するための役割、責任及び権限の体制を次により整備し、明確化する。

(1) 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。

環境管理の体制は、計画の策定後の運用段階においても、環境方針、環境行動目標の実施、評価等の各種継続的な改善のための活動が発生することに留意する。

(2) 組織図の作成

環境の保全に係る組織体制を明示した組織図を作成すること。

3 対象事項の選定

対象事項の選定は、規則第64条第1項各号に掲げる事項のうちから、次に掲げる事項に留意し、法規制等に関連する事項、環境への負荷が多い事項、事業所の事業内容に関連する事項、環境への社会的な関心と動向等に配慮して行う。

対象事項の選定に当たって参考とするため、別表第1の1に法規制等に関連する事項を、同表の2に事業所の事業内容に関連する事項を示した。

(1) 対象事項の選定に当たっては、事業所が管理できる範囲（以下「直接影響の範囲」という。）にとどまらず、影響力を及ぼすことができる範囲（以下「間接影響の範囲」という。）まで実施すること。

(2) 対象事項の選定に当たっては、現在の環境影響にとどまらず、可能な限り過去の環境影響（土壤汚染、地下水汚染、P C B等の保管等）についても把握するほか、将来の企業活動についても、予想される範囲で大きな影響を及ぼすような事項（緊急事態等）についても確認しておくこと。

4 取組状況の把握

環境の保全への取組状況の把握は、現時点の取組状況を認識することにより、事業所の対象となる配慮項目及び今後実施すべき具体的な取組を明らかにすることを目的とする。

現況の取組状況は、3により選定した対象事項について、別表第2の配慮項目の欄に掲げる対象事項ごとの配慮項目により、各配慮項目に対する取組状況を次により把握するものとする。

(1) 現況把握の対象範囲

別表第2は、環境負荷低減行動の対象事項ごとに、表-1に掲げる各段階に分類して示している。

別表第2の配慮項目の欄に掲げる配慮項目は、あらゆる業種の事業所が利用できるものとなっているため、事業所に関連がある項目を選定する。これらの配慮項目は、業種によっては、直接影響の範囲で関連のない項目も含まれているが、間接影響の範囲について、関連があると判断される項目も含めて対象項目を選定するものとする。

表-1 環境への負荷の低減に係る対象項目の分類（ライフサイクルの各段階）

段 階	対 象
原材料等の調達段階	製品の原材料、日常業務に用いる資材、機材等の調達及び購入に係るもの
製品の設計、製造等の段階	製品の設計及び製造等、日常業務に係るもの。製造に伴って排出される物質に係る対策等が対象となる。
製品等の輸送、販売等の段階	製品等の包装、輸送、販売等に係るもの。輸送段階で排出する物質の削減、環境に配慮した製品の販売促進等が対象となる。
製品等の使用の段階	製品等の使用に係るもの。排出する物質の削減等使用時の環境への負荷を低減させる対策等が対象となる。
製品等の廃棄等の段階	製品等の回収、廃棄、リサイクル時等における環境への負荷を低減させる対策等に係るもの
プロセス等の更新の段階	プロセス、工程、設備等の更新に係るもの。環境への負荷が小さくなるようにプロセスの改善等が対象となる。

(2) 現況の取組状況の把握方法

現況の取組状況は、選定した対象事項の配慮項目ごとについて、現況の取組を踏まえて、別表第2の取組状況の欄に、表-2に掲げる記号を記載する。

各配慮項目とも、定常時（通常時）及び非定常時（非常時）に関連するものとして記号を記載するものとする。緊急時については、配慮項目に設定している。

表－2 現況の取組状況の把握方法

取組状況		記号
関連する項目	既に取り組んでいる項目	○
	ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目	△
	取り組んでいない項目	×
関連のない項目		/

5 環境への負荷量の把握

対象とした事項について、事業活動に伴って発生している負荷量を把握し、環境への影響の大きい事項を明らかにして、今後の取組項目の選定の資料とする。この場合において、環境への負荷量の算出の結果から、事業所からの負荷量が比較的大きい事項について、環境影響の規模、重大性、発生の確率及び持続期間を考慮して、環境への影響を評価し、今後、重点的に取り組むべき事項を抽出する。環境への負荷量の算出に当たっては、事業活動の一連の流れを整理し、既存のデータにより、各工程から発生する環境への負荷を洗い出すことが有効な手段となる。表－3に環境への負荷量の算出方法の例を示す。なお、年ごとの負荷量が同じ根拠で容易に把握できるようにしておくことが重要である。

(1) 実測値による負荷量の算出

環境への負荷量は、できる限り実測値によることが望ましい。既に実測値を把握している場合は、その実測値により負荷量を算出するものとする。

(2) 推計による負荷量の把握

実測値がない場合又は実測による算出が困難な対象事項については、推計により環境への負荷量を把握する。

表－3 環境への負荷量の算出方法の例

対象とする事項	算出方法
事業所からの大気汚染物質の排出量	別表第3
事業所からの水質汚濁物質（排水指定物質及び水の汚染状態を示す項目をいう。以下同じ。）の排出量	別表第4
事業所からの化学物質の排出量	経済産業省・環境省が策定するP R T R排出量等算出マニュアルによる算出
事業所で使用する自動車からの排出ガス量	車両ごとの環境仕様書や国土交通省の排出係数一覧表等による算出

6 現況の評価

4の取組状況の把握及び5の環境への負荷量の把握の結果を踏まえ、次により事業所における環

境負荷低減行動の取組状況の評価を行い、環境方針、環境行動目標等の計画の策定に当たって、今後、取り組むべき重要な課題を選定するための基礎資料とする。

現況の評価に当たっては、次により自らの取組を定量的に把握する。

(1) 環境の保全に対する重要度

4の取組状況の把握により、別表第2の取組状況の欄に「○」、「△」又は「×」のいずれかを記載した配慮項目について、次の観点を考慮し、表-4に掲げる効果の状況の欄に応じた重要点を、別表第2の環境の保全の重要度の欄に記載する。

- ア 法律及び条例による規制の適用
- イ 環境への負荷の大きい事項（環境影響を変化させることの困難さ等）
- ウ 環境影響を変化させたときの事業活動に与える影響
- エ 利害関係者の関心
- オ 環境問題への社会的な関心と動向（企業イメージに及ぼす影響等）

表-4 環境の保全に対する重要度による重要点

効 果 の 状 況	重 要 点
環境の保全に大きな効果がある項目	3点
環境の保全に中程度の効果がある項目	2点
環境の保全に若干の効果がある項目	1点

(2) 取組状況による点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、4(2)において同表の取組状況の欄に記載した記号（表-2の○、△又は×）について、表-5に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表-5 取組状況による点数のつけ方

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	0点

(3) 取組状況の点数化

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要点と(2)において同表の取組状況の欄に記載した記号に付けた点数を次の例により乗じ、現況の取組状況を点数化する。この配慮項目ごとの点数を、事業所において関連する配慮項目(4)(2)において、別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した項目をいう。以下同じ。)のすべてについて合計する。この合計値を「環境負荷低減行動指標値」とし、環境負荷低減に係る取組状況の現状を示す値とする。

表－6 取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

（4）環境負荷低減行動の取組目標の設定

事業所において関連する配慮項目のすべてについて取り組んだ場合の環境負荷低減行動指標目標値を把握する。この場合において、（2）の表－5の点数を表－7のように変更する。

表－7 取組状況による点数のつけ方（目標設定用）

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	2点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	2点

表－7により、環境負荷低減行動指標目標値の把握用に変更したチェックの状況に応じた点数に、（1）の表－4の重要点を乗じて、（3）の取組状況の点数化に掲げる方法に準じた表－8に掲げるところにより、環境負荷低減行動指標目標値を求める。

表－8 環境負荷低減行動指標目標値の把握方法（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×2点	4点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×2点	2点

（5）取組状況の現況の評価

環境負荷低減行動指標目標値は、事業所における達成目標であり、（3）の取組状況の点数化により求めた環境負荷低減行動指標値と比較することにより、現状の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「現状達成度」という。）を把握する。

各事業所は、計画の策定時にこの現状達成度を求め、今後取り組む環境負荷低減行動の選定の際の基礎資料とする。この環境負荷低減行動指標値と現状達成度は、計画策定時に限らず、計画実施後、毎年の把握を行い、経年的な取組状況を把握することが望ましい。

$$\text{現状達成度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

7 計画の策定

4の取組状況の把握、5の環境への負荷量の算出及び6の現況の評価の結果を参考にして、5年間程度の範囲で、環境への負荷の低減に向けた計画を策定する。

計画の策定に当たっては、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針に沿って計画の策定を行う。既に方針がある事業所にあってはそれを確認し、方針がない事業所にあっては、これまで検討した結果により今後対応の必要な対象事項について対応方針を立てる。また、計画は、事業所の事業活動の内容、形態等に応じて、よりわかりやすい計画の策定に努めることが望ましい。

6で算出した環境負荷低減行動指標値、環境負荷低減行動指標目標値及び現状達成度を参考に、今後の取組を行う環境負荷低減行動を選定する。この選定は、計画の重要な骨子となることに留意する。

(1) 今後の配慮項目の選定

別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した配慮項目について、同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重点を考慮して、今後、取り組む必要があると考えられる配慮項目を選定する。特に、同表の取組状況の欄に「△」又は「×」が付された配慮項目については、必要に応じて重点的に取り組むことが考えられる。また、配慮項目の選定は、継続的な改善を視野に、取組自体が合理的で、実行可能な配慮項目を選定するものとする。

選定した項目については、同表の今後の取組状況の欄に、今後5年程度の範囲内に取り組む予定について、表-9に掲げる取組状況に応じた記号を記載する。

表-9 今後の取組状況の把握方法（今後5年の予定）

取組状況	記号
取り組む予定がある項目	○
ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目	△
取り組む予定のない項目	×

備考 現在既に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく配慮項目については、別表第2の取組状況の欄に既に「○」の記載があっても、今後の取組予定の欄にも同様に「○」を記載する。

(2) 今後の取組状況の評価

(1)で選定した配慮項目に係る環境負荷低減行動について、点数付けをし、指標化を行い、今後の取組状況を評価する。

ア 今後の取組状況の点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の今後の取組状況の欄に記載した記号(表-9の○、△又は×)について、表-10に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表-10 今後の取組状況の点数付け（今後5年の予定）

チェックの状況	点数
「○」の配慮項目（取り組む予定がある項目）	2点
「△」の配慮項目（ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の配慮項目（取り組む予定のない項目）	0点

イ 今後の取組状況の点数化

6（3）の取組状況の点数化に掲げる方法に準じて、今後の取組状況について配慮項目ごとに、環境の保全に対する重要度を勘案し、表－11に掲げる例により点数を付ける。

点数を付けた項目を合計し、この合計値を「環境負荷低減行動指標計画値」とし、環境負荷低減に係る今後の取組状況を示す値とする。

表－11 今後の取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

ウ 今後の取組状況の評価

環境負荷低減行動指標計画値と6（4）に掲げる環境負荷低減行動指標目標値とを比較することにより、今後の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「達成予定度」という。）を把握する。計画の策定に当たっては、この達成予定度を求め、今後の取組の結果、どの程度まで取組状況が改善されるかという評価を行う。

$$\text{達成予定度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標計画値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

（3）計画の策定

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について、8の環境負荷低減行動計画書に準じて計画をとりまとめることが望ましい。

指定事業所の設置・変更許可申請に併せて作成する環境配慮書については、中期的な計画に沿って、環境への負荷の低減に配慮したものとすることが望ましいことから、計画を踏まえながら環境配慮書の作成に努めるものとする。

ア 事業活動の概要

計画には、次の事項を簡潔に記述する。

（ア）事業内容

（イ）事業所の規模（従業員数、事業所の延べ床面積、年間使用熱量、廃棄物焼却炉の焼却能力、1日当りの総排水量及び自動車の使用台数）

（ウ）環境の保全に関する組織体制等

イ 環境の保全に向けた具体的な取組

6の現況の評価及び（2）の今後の取組状況の評価の結果を踏まえ、対象事項に係る次の事項について整理する。

（ア）別表第2の取組状況の欄に現況の取組状況を、同表の環境の保全の重要度の欄に重点を、同表の今後の取組状況の欄に今後の取組予定をそれぞれ整理する。

（イ）環境負荷低減行動指標目標値

（ウ）環境負荷低減行動指標値及び現状達成度

（エ）環境負荷低減行動指標計画値及び達成予定度

ウ 行動目標の設定

環境への負荷の現状並びに環境の保全に向けた方針及び具体的な取組を基に、対象事項についての行動目標を検討し、整理する。行動目標の設定に当たっては、継続的な改善を視野に、目標自体が合理的で、実現可能であることに留意する。この場合において、可能な範囲で次のような定量的な目標の設定に努めるものとする。

(ア) 指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項

- a 生産量（使用熱量等）当りの〇〇物質の排出量を〇年間で現状より〇%削減
- b 窒素酸化物、炭化水素系物質等の総排出量を〇年間で現状より〇%削減

(イ) 指定事業所において発生する悪臭の対策に係る事項

- a 悪臭が発生する原材料を〇年間で現状よりも〇%削減
- b 生産量当たりの特定悪臭物質の排出量を〇年間で現状より〇%削減

(ウ) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項

- a 生産量当たりの〇〇物質の排出量を〇年間で現状より〇%削減
- b 化学的酸素要求量等の排出負荷量を〇年間で現状より〇%削減

(エ) 指定事業所からの騒音及び振動の対策に係る事項

- a 〇年間で〇台の低騒音又は低振動型の機器を導入する。

(オ) 土壤及び地下水汚染の防止に係る事項

- a 〇〇（特定有害物質）の使用量を〇年間で現状より〇%削減
- b 生産量当たりの〇〇（特定有害物質）の使用量を〇年間で現状より〇%削減

(カ) 化学物質の適正管理に係る事項

- a 〇〇物質の使用量（排出量）を〇年間で現状より〇%削減
- b 生産量当たりの〇〇物質の使用量を〇%削減

(キ) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項

- a 次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）の割合を〇年間で現状より〇%増加
- b 自動車からの窒素酸化物や粒子状物質等の排出量を現状より〇%削減

(ク) その他環境負荷の低減に係る事項

- a 生産量当たりの廃棄物の排出量を〇年間で現状よりも〇%削減
- b 生産量当たりのエネルギー使用量を〇年間で現状よりも〇%削減

8 環境負荷低減行動計画書の作成

(1) 計画書の作成

ア 事業活動の概要

規則第26号様式付表1（事業活動の概要書）には、7(3)アに掲げる事業活動の概要に係る各事項を記載する。

イ 環境への負荷の低減に向けた取組状況

規則第26号様式付表2（環境への負荷の低減に向けた取組状況書）には、7(3)イに掲げる事項について、別表第2に記載した結果を基に、次により取りまとめる。

(ア) 対象とする配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「／」以外の記号（〇、△及び×）を記載した配慮項目について同表の項目番号の欄の番号を、対象項目ごとに記載する。また、合計点の欄には、環境負荷低減行動指標目標値を記載する。

(イ) 現状の配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標値を、指数の欄には現状達成度を記載する。

(ウ) 今後の配慮項目

別表第2の今後の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標計画値を、指数の欄には達成予定期を記載する。

ウ 規則第26号様式付表3（行動目標書）には、7(3)ウにより設定した行動目標を記載する。

エ 規則第26号様式付表4（環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書）には、計画の見直し又は更新時において、計画期間内の取組状況及び行動目標の達成状況を記載する。

(2) 計画書の更新

計画は、おおむね5年間の計画であることから、5年ごとに見直しするものとする。更新する計画書は、計画期間の終了年度の翌年度の6月までに作成し、市長に提出するものとする。また、事業内容等の変更に応じて、環境負荷低減行動計画書の内容を大幅に変更した場合は、速やかに変更した計画書を提出するものとする。

9 計画の実施

計画が策定されても、その実効性を確保するためには、計画に沿って事業者が責任を持って具体的な取組を進めることが重要である。

その取組の一つとして、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標を実現する最適な手段、日程及び責任者を定めた実行計画を策定することが望ましい。

従業員は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた具体的な取組及び行動目標を熟知し、実行計画の実施に励む必要がある。また、取組の状況については、適宜、点検し、負荷の状況や取組の結果を記録しておき、その結果は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標と比較した上で、達成されていれば更に高度な目標を設定し、達成されていなければその原因を分析し、対策を講ずるものとする。

10 計画の評価・見直し

(1) 計画の評価

計画は、その終了年度において評価を行い、次の計画の策定に結び付けるものとする。環境への負荷の低減に向けた取組状況については、目標を達成したか否かを「○」や「×」で評価し、6の現況の評価に掲げる方法に準じて、点数化することにより、達成状況を把握する。行動目標については、測定記録等を基に達成状況を把握するものとする。

計画の評価に当たっては、取組の実績を過去の実績と比較して評価することも重要となる。また、事業所等の内部で評価の体制の確立に努めることが望ましい。

(2) 計画の見直し

計画の評価の結果を基に、環境への負荷の低減に効果の上がる取組内容の見直しを行い、環境への負荷について継続的な改善に努める。

計画の策定に当たっては、5年程度の計画期間内に実施予定の環境への負荷の低減に向けた取組状況及び行動目標を設定しているが、計画期間内に行動目標が達成された場合においても、取

組の進捗状況に応じて、3の対象事項の選定で行った選択を見直し、環境への負荷量を算出する項目や取組状況を把握する項目を拡大し、より高い目標や新たな目標を設定するなど、計画自体の見直しをしていくことが望ましい。

別表第1

1 法規制等に関する事項

対象事項 適用法令	大気汚染物質の排出の抑制	悪臭の対策	水質汚濁の防止	騒音及び振動の対策	土壤及び地下水汚染の防止	化学物質の適正管理	自動車排出ガスの排出の抑制等	環境管理体制
工業用水法								△
大気汚染防止法	○					△	○	△
騒音規制法			○					△
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	△	△	△	△		△		△
水質汚濁防止法			○		△	△		△
悪臭防止法	△	○	△			△		△
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	○		○	○		△		○
振動規制法				○				△
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	△	△	△		△	○		△
ダイオキシン類対策特別措置法	○		○		○	○		△
土壤汚染対策法			△		○	△		△

- 備考 1 指定事業所に適用されている法令と対象事項の関連を記した一覧表である。○印は関係が深い事項、△印は状況によって関係する事項である。
- 2 「水質汚濁の防止」とは、指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項をいう。
- 3 騒音規制法は「騒音及び振動の対策」のうち騒音の部分に関係し、振動規制法は「騒音及び振動の対策」のうち振動の部分に関係する。

2 事業所の事業内容に関する事項

対象事項 事業活動の内容	定常時							非定常時	緊急時
	大気汚染物質の排出の抑制	悪臭の対策	水質汚濁の防止	騒音及び振動の対策	土壤及び地下水汚染の防止	化学物質の適正管理	自動車排出ガスの排出の抑制等		
燃料の購入（エネルギーの消費）	○	○							
化学物質の購入・使用・保管					○				
営業・輸送等における自動車の使用	○		○			○			
原料・製品等輸送における船舶の使用	○								
製品の開発・設計	○	○	○		○	○			
環境の保全のための体制の整備							○		
大気汚染物質の排出	○	○				○			
公共用水域への排水		○	○			○			
汚水等の地下への浸透			○		○	○			
騒音及び振動の発生				○					
悪臭の発生		○				○			
廃棄物の排出		○				○			
廃棄物の処理	○	○	○			○			
特定有害物質の製造、使用、保管、処理					○				

- 備考 1 事業活動の内容による対象事項の関連を記した一覧表である。事業活動の内容に沿った一般的な対象事項を記した。
- 2 対象事項の選定に当たっては、定常時における状態のほか、非定常時又は緊急時における状態も抽出の範囲に含め、非定常時又は緊急時において該当する活動内容がある場合は、定常時に準じて選定する。

別表第2（1面）

対象事項ごとの配慮項目

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の保全の重要度	今後の取組状況
大気汚染物質の排出の抑制	原材料等の調達段階	排出物質の大気汚染対策	1	気体燃料、灯油等の環境の負荷の少ない燃料を使用している。			
			2	燃焼効率の高い機器の使用や低NOxバーナー等により、大気汚染物質の排出量の削減を図っている。			
			3	炭化水素系物質の排出実態の把握に努め、削減を図っている。			
			4	脱硫装置、脱硝装置、集じん装置等の排出ガスの処理装置を設置し、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。			
			5	大気汚染について、法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている。			
			6	法令で定められている大気汚染物質以外の物質についても定期的に測定、監視を行っている。			
			7	大気汚染防止のためにシステムの改善や装置等の技術開発に取り組んでいる。			
			8	建設工事等において、低VOC塗料を使用したり、アスベストや粉じんの飛散防止に取り組んでいる。			
			9	建設工事等において、PM・NOxの排出量の少ない重機の使用に努めている。			
			10	事故、災害等の緊急時における大気汚染を防止するため、緊急時対応マニュアルを作成するなど実施体制を整備し、適宜内容の見直しを行っている。			
			11	船舶ばい煙の低減に向けて、他社との共同輸送や共同利用、物流拠点の統合等により、効率化を図るよう要請している。			
			12	製品の使用によって、有害なガス状物質が放出しないように配慮している。			
			13	製品の廃棄及び分解時に有害なガス状物質を放出させないで回収できるように、配慮している。			
			14	大気汚染物質の発生が少ないプロセス、機器（低NOxバーナー等）を採用している。			
			その他（具体的に記載）				
悪臭の対策	原材料等の調達段階	排出物質の悪臭対策	1	悪臭の発生が少ない原材料の使用や代替品を検討している。			
			2	製造プロセスのどこかで悪臭物質が使われていたり、悪臭が発生していることを把握している。			
			3	悪臭防止のためにシステムの改善や装置等の技術開発に取り組んでいる。			
			4	特定悪臭物質や臭気指数の測定及び監視を定期的に行っている。			
			5	悪臭の処理装置を設置し、管理マニュアルの作成等により管理体制を整備している。			
			6	事故、災害等の緊急時の際の悪臭防止のための準備を行っている。			
水質汚濁の防止	原材料等の調達段階	排出物質の水質汚濁対策	1	水質汚濁の低減、土壤、地下水等汚染の未然防止を考慮した環境負荷の少ない原材料等の調達に努めている。			
			2	排水処理にクローズドシステムを採用又は発生する污水及び廃液を再生利用（リサイクル）している。			
			3	適正に排水処理を行うために、管理マニュアルを作成するなど管理体制を整備し、適宜内容の見直しを行っている。			
			4	水質汚濁等について法令の基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成又はその維持に努めている。			
			5	法令で定められている汚濁物質以外の物質についても定期的に測定、監視を行っている。			
			6	樹脂ペレット等のプラスチック類が排水や公共用水域に流出しないよう対策を講じている。			
			7	排水処理に関する新技術の開発に取り組んでいる。			
			8	汚濁の少ないプロセス及び機器（廃液の回収、再利用等）を採用し、回収や再使用時には污水及び廃液が発生しないようにしている。			
			9	建設工事等に伴う濁水等の発生による水質汚濁の防止に取り組んでいる。			
			10	事故、災害等の緊急時における水質汚濁を防止するため、緊急時対応マニュアルを作成するなど実施体制を整備し、適宜内容の見直しを行っている。			
			11	事業所内の植栽樹木等の維持管理に除草剤、殺虫剤の使用はできる限り控えている。			
			12	油類や有害物質を含む原材料、廃棄物等が、輸送時に公共用水域や地下に漏洩・流出しないよう対策を講じている。			
			13	油類や有害物質を含む製品が、使用時に公共用水域や地下に漏洩・流出しないよう対策を講じている。			
			14	製品の廃棄及び分解時に水質汚濁物質を排出させないで回収できるように配慮している。			
			15	水質汚濁物質の発生が少ないプロセス、施設を採用している。			
			その他（具体的に記載）				

別表第2（2面）

対象事項ごとの配慮項目

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の保全の重要度	今後の取組状況
騒音及び振動の対策	原材料等の調達段階		1	原材料の採掘・精製等の段階で低騒音や低振動型の機器を積極的に利用することにより騒音や振動を抑制している。			
			2	リサイクルの活用等により原材料調達の工程やエネルギーを省略することで、騒音や振動を抑制している。			
	建屋・施設での対策		3	プラント等の設置検討に当たりあらかじめ可能な範囲で低騒音又は低振動の機器を導入している。			
			4	事業所内に騒音または振動を発生する施設を設置するときは、周辺の状況に配慮するとともに、できるだけ敷地境界から離れた位置に配置している。また、距離の離隔だけで充分に騒音対策ができない場合には必要に応じて防音塀等の設置などの防音対策をしている。			
			5	建物の中で騒音を伴う作業を行う場合を想定し、建物の壁材に防音効果のある材料を用いるなど騒音対策を講じている。			
			6	騒音の発生源となる機械類には、消音器、防音カバー等の設置による防音対策を講じ、振動の発生源となる機械類には基礎を重くし、機械と基礎の間には防振ゴム等の弾性体を挿入するなどの振動対策を講じている。			
			7	建物内や構造物内に著しい騒音を発生する機械等を格納する場合には、出入口・窓及び換気口などの配置について、周辺の状況に配慮した場所に設置するか、又は壁材と同等程度の遮音効果を有する防音対策を施している。			
	建築工事での対策		8	工事発注にあたり低騒音又は低振動機器の積極使用を条件に記載している。			
			9	油圧による杭の圧入など低騒音及び低振動の工法を選定することにより騒音振動の発生を抑制している。			
	設備、製法等の改善等		10	騒音振動の発生を抑制する工程や機器の導入又は製法の改善により騒音振動を抑制している。			
	日常業務		11	騒音を外部に漏らさないよう建築物、エンクロージャー等の扉の締め切り状況を確認している。			
			12	免振・制震装置については適正な稼働を定期的に確認している。			
			13	機器から発生する騒音については定期的に測定し、異常値を管理することで機器の点検整備を適正な時期に実施している。			
			14	荷捌き作業については、製品の落下等による衝撃音を発生させないよう配慮している。			
	製品等の輸送、販売等の段階		15	輸送用機器・車両の電化や燃料電池化を進め、騒音と振動を抑制している。			
	製品等の使用的段階		16	製品の使用によって、騒音や振動が発生しないよう配慮している。（低騒音又は低振動型の製品を製造している。）			
	製品等の廃棄等の段階		17	解体が容易な製品設計とし、リサイクル時の騒音と振動の発生を抑制している。			
	プロセス等の更新の段階		18	操業開始当初よりも更に低騒音及び低振動になるよう製造工程の見直しや改善をすることで、騒音及び振動の発生を抑制している。			
	その他（具体的に記載）						
土壤及び地下水汚染の防止	原材料等の調達段階		1	土壤汚染の原因となる有害物質を含まない原材料の選択に努めている。			
	製品の設計、製造等の段階	設備、製法等の改善等	2	有害物質を使用、保管する設備等について、有害物質の漏洩等を防止できる構造にするとともに、ゾーニングを行い、漏洩等があった場合でも被害を最小限に抑えるよう工夫している。			
			3	事故・災害等に備え、漏洩等を防止あるいは最小限にとどめるよう設備や連絡体制の仕組みを整えている。			
	緊急対策		4	設備や配管等からの有害物質の漏洩の有無を定期的に点検している。			
			5	製品の使用時に有害物質が漏出又は散逸しないよう配慮している。			
	製品等の使用的段階		6	製品の廃棄、分解時に有害物質を適切に回収できるよう配慮している。			
	製品等の廃棄等の段階		7	土壤汚染を引き起こす有害物質の漏洩等が生じるおそれのあるプロセスの状況を把握している。			
	その他		8	有害物質の使用履歴や土壤汚染に係る届出等を適切に保管している。			
			9	有害物質の取扱い等に関してルール化、マニュアル化し、定期的な従業員への教育を行っている。			
			10	事業場内の土壤の移動について、記録の作成、保管を行っている。			
	その他（具体的に記載）						

別表第2（3面）

対象事項ごとの配慮項目

対象事項	段階	分類	項目番号	配慮項目	取組状況	環境の保全の重要度	今後の取組状況
化学物質の適正管理	原材料等の調達段階	製品の設計、製造等の段階	1	原材料等の化学物質は、有害性が低くかつ環境面から望ましいものを使用し、更に環境負荷の低い代替物質への転換にも取り組んでいる。			
			2	化学物質の種類、使用量、使用方法、使用場所、保管場所を経常的に把握して記録し、さらに排出抑制等を行っている。			
			3	化学物質等の漏洩や拡散を防止できる施設となっている。			
			4	有害な化学物質の発生を抑制できる製造方法の開発・採用や、処理施設の性能向上に取り組んでいる。			
			5	事故・災害等の緊急時における化学物質の漏洩防止のための取組を行っている。			
	製品等の輸送、販売等の段階		6	化学物質の輸送又は保管に当たり、通常時の漏洩・拡散の防止及び事故時の汚染防止のための準備や輸送業者に事故時における対処方法（イエローカード等）の提供を行っている。			
			7	輸送、販売等する化学物質について、SDSの提供及びGHSによる表示を徹底している。			
	製品等の使用の段階		8	使用者の通常の使用において、化学物質が漏出又は散逸しないよう配慮している。			
			9	製品の廃棄及び分解時に化学物質を放出させないで回収できるように配慮している。			
	全体		10	レスポンシブルケア（RC）を推進している。			
自動車排出ガスの排出の抑制等	原材料等の調達段階		1	貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目（エコ運搬制度）の要請を実施している。			
			2	製品等の企画段階における軽量化、減容化等による燃費向上を図っている。			
	製品等の輸送、販売等の段階		3	自動車の使用方法の合理化等による物流の効率化を図っている。（モーダルシフト、共同輸配送や輸送の計画化・標準化など輸送車両の効率化、積載量に見合った車両の使用など）			
			4	エコドライブを実施している。（燃費の把握、アイドリングストップなど）			
	プロセス等の更新の段階	次世代自動車の導入等	5	次世代自動車の導入を実施している。（電気自動車、ハイブリッド車等の導入）			
			6	次世代自動車の普及に向けた充電インフラ環境の整備を推進している。（充電器や充電用コンセントの設置）			
			7	非化石燃料の活用を実施している。（バイオ燃料の導入など）			
	全体		8	従業員に対する環境負荷低減に係る教育を行っている。 (エコドライブ、エコ通勤など)			
	その他（具体的に記載）						
その他環境負荷の低減	製品の設計、製造等の段階		1	指定施設等を設置する計画段階で規制基準等の遵守に関して検討、確認する仕組みを整備している。			
			2	事業所に適用される公害関係法令に係る基準等（条例の規制基準等）を把握している。			
			3	自主測定等により公害関係法令等に係る基準の遵守状況を定期的に確認している。			
	プロセス等の更新の段階		4	従業員の公害防止管理者資格取得に積極的に取り組んでいる。			
	全体		5	環境対応のための役割分担や責任、権限等が明確に定められている。			
			6	環境を担当する職員又は組織が明確になっている。			
			7	職員等に環境意識の向上や環境の保全に必要な教育を行う計画を定めている。			
			8	委託、協力会社等についても、必要な意識、能力等を保有するよう対応を取っている。			
			9	環境活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている。			
			10	環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定・実施及び体制の整備等について定期的な監査を行っている。			
	その他（具体的に記載）						

別表第3

事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法

化石燃料等の燃焼などに伴って発生する物質で、大気汚染の代表的な指標である硫黄酸化物（S O x）、窒素酸化物（N O x）及びばいじんの排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、物質ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定している場合の算出方法

測定された排出ガスの量に、対象とする大気汚染物質の濃度をそれぞれ乗じ、さらに係数を乗じることにより、大気汚染物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

(1) 施設の稼動時間を把握している場合（ケース1－1）

$$q = \sum (V_n \times C_n \times h_n) \times a \times b$$

備考

1 q とは、年間の大気汚染物質の排出量（単位 kg／年）をいう。以下同じ。

2 V n とは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³ N / h）をいう。以下同じ。

3 C n とは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの大気汚染物質の濃度（単位 S O x 又はN O x はppm、ばいじんはg/m³ N）をいう。以下同じ。

4 h n とは、測定月から次の測定月までの稼動時間（単位 h）をいう。

5 a とは、係数（S O x:2.857、N O x:2.054、ばいじん:1）をいう。以下同じ。

6 b とは、係数（S O x 又はN O x : 10⁻⁶、ばいじん : 10⁻³）をいう。以下同じ。

(2) 施設の燃料使用量を把握している場合（ケース1－2）

$$q = \sum Q \times C_{av} \times a \times b$$

備考

1 Σ Q とは、次の式により算出された年間の乾き排出ガスの量（単位 m³ N / h）をいう。

$$\Sigma Q = \frac{1}{n} \times \sum \left(\frac{Q_n}{Y_n} \right) \times \Sigma Y$$

(1) n とは、1年間の測定回数をいう。

(2) Q n とは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの乾き排出ガスの量（単位 m³ N / h）をいう。

(3) Y n とは、全測定回数のうち、n回目に測定したときの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

(4) Σ Y とは、年間の燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

2 C av とは、次の式により算出された年間の平均的な大気汚染物質の濃度（単位 S O x 又はN O x はppm、ばいじんはg/m³ N）をいう。

$$C_{av} = \frac{\sum (C_n \times Q_n)}{\sum Q}$$

$$C_{av} = \frac{\sum (C_n \times Q_n)}{\sum Q}$$

2 排出ガスの量及び大気汚染物質の濃度を測定していない場合の算出方法（推計による方法）

(1) 硫黄酸化物

記入表1－1を参考に、次の式により算出する。

$$q = \sum (y_n \times d_n \times s_n) \times \alpha \times \beta \times 10^{-2}$$

備考

1 y n とは、硫黄分が s n のロットの燃料等の使用量（単位 液体:リットル、気体:m³、固体:kg）をいう。

2 d n とは、硫黄分が s n のロットの液体燃料（単位がリットルの場合）の比重をいう。

3 s n とは、あるロットの燃料等中の硫黄分（単位 %）をいう。

4 α とは、係数（液体又は固定燃料等の場合:2、気体燃料等の場合:2.857）をいう。

5 β とは、排出ガスの脱硫装置が設置されている場合は、次の式により算出した値を乗じる。

脱硫装置が設置されていない場合は、1とする。

脱硫効率 (%)

$$\beta = \frac{\text{脱硫効率}}{100}$$

(2) 窒素酸化物

記入表1－2に掲げる記入表を用いたN O x の排出係数による簡易な手法により算出することができる。

記入表1－2に掲げた排出係数は、一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。

燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

なお、記入表1－2でいう「低減対策」とは、燃焼過程において発生するNO_xを低減する効果のある低負荷燃焼、低NO_xバーナー、低空気比運転、濃淡燃焼、多段燃焼、エマルジョン燃焼等の対策をいう。また、排出ガスの脱硝装置が設置されている場合は、適宜、除去率を考慮して算定する。

(3) ぱいじん

記入表1－3に掲げる記入表を用いたばいじんの排出係数による簡易な手法により算出することができる。

記入表1－3に掲げた排出係数は、ボイラーの場合にあって的一般的な燃料の種類別の平均値を参考までに示した値である。燃料の品質や施設の種類により実際の係数とは、若干の誤差が考えられることから、使用している燃料や施設について、独自の係数を持っている場合は、その係数を用いることとする。

排出ガスの集じん装置が設置されている場合は、次の式により適宜、除去率を考慮して算出する。

$$\text{除去率} = 1 - \frac{\text{集じん効率} (\%)}{100}$$

記入表 1-1 硫黄酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類		①消費又は使用量	②比 重	③硫黄分:%	④脱硫効率:%	SO _x 排出量 : kg
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	液体燃料	灯油	k l			
		軽油	k l			
		A重油	k l			
		B重油	k l			
		C重油	k l			
			k l			
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	气体燃料	都市ガス	m ³	—		
		LPG	トン	—		
				—		
				—		
	固体燃料	木材	トン	—		
		石炭	トン	—		
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	原 材 料	石油コークス	トン	—		
			トン	—		
		一般廃棄物	トン	—		
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	液体燃料	灯油	k l			
		軽油	k l			
		A重油	k l			
		B重油	k l			
		C重油	k l			
			k l			
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	气体燃料	都市ガス	m ³	—		
		LPG	トン	—		
				—		
				—		
	固体燃料	木材	トン	—		
		石炭	トン	—		
脱 硫 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	原 材 料	石油コークス	トン	—		
			トン	—		
		一般廃棄物	トン	—		
合 計		—	—	—	—	

記入表1－2 窒素酸化物の排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類		①消費量又は使用量	②NOx排出係数	③NOx排出量(①×②) : kg
低減対策が行われている施設	液体燃料	灯油	k l	1.19 kg/kl
		軽油	k l	1.57 kg/kl
		A重油	k l	1.47 kg/kl
		B重油	k l	2.91 kg/kl
		C重油	k l	3.30 kg/kl
			k l	
低減対策が行われていない施設	気体燃料	都市ガス	m ³	$1.19 \times 10^{-3} \text{kg/m}^3$
		LPG	トン	1.99 kg/トン
	固体燃料	木材	トン	
		石炭	トン	3.68 kg/トン
		石油コークス	トン	
			トン	
低減対策が行われていない施設	液体燃料	一般廃棄物	トン	1.04 kg/トン
	気体燃料	灯油	k l	1.70 kg/kl
		軽油	k l	2.25 kg/kl
		A重油	k l	2.10 kg/kl
低減対策が行われていない施設	固体燃料	B重油	k l	3.63 kg/kl
		C重油	k l	4.12 kg/kl
			k l	
		都市ガス	m ³	$1.71 \times 10^{-3} \text{kg/m}^3$
	固体燃料	LPG	トン	2.84 kg/トン
		木材	トン	
合計	原材料	石炭	トン	4.59 kg/トン
		石油コークス	トン	
			トン	
	原材料	一般廃棄物	トン	1.30 kg/トン
合 計		—	—	

備考 窒素酸化物の排出係数は、環境活動評価プログラム（平成11年9月、環境庁）による。

記入表 1-3 ばいじんの排出量の算出表

(単位 年)

燃料、原材料等の種類		①消費又は使用量	②排出係数	集じん効率:%	③ばいじん排出量:kg
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	液体 燃 料	灯油	k 1	0.430 kg／k1	
		軽油	k 1	0.832 kg／k1	
		A重油	k 1	0.867 kg／k1	
		B重油	k 1	1.146 kg／k1	
		C重油	k 1	1.240 kg／k1	
			k 1		
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い る 施 設	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	0.118 kg/m ³	
		LPG	トン	0.051 kg／トン	
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	固体 燃 料	木材	トン	1.698 kg／トン	
		石炭	トン	3.350 kg／トン	
		石油コークス	トン		
			トン		
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	原 材 料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン	
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	液体 燃 料	灯油	k 1	0.430 kg／k1	
		軽油	k 1	0.832 kg／k1	
		A重油	k 1	0.867 kg／k1	
		B重油	k 1	1.146 kg／k1	
		C重油	k 1	1.240 kg／k1	
			k 1		
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	気 体 燃 料	都市ガス	m ³	0.118 kg/m ³	
		LPG	トン	0.051 kg／トン	
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	固体 燃 料	木材	トン	1.698	
		石炭	トン	3.350 kg／トン	
		石油コークス	トン		
			トン		
集 じ ん 装 置 が 設 置 さ れ て い な い 施 設	原 材 料	一般廃棄物	トン	1.698 kg／トン	
合 計		—	—		

備考 ばいじんの排出係数は、官庁公害専門資料第30巻第6号（平成7年11月、環境庁）による
ボイラーの場合における燃料の種類別の排出係数である。

別表第4

事業所からの水質汚濁物質の排出負荷量の算出方法

水質汚濁物質の排出負荷量の算出の対象は、事業所から排出される排水中の化学的酸素要求量（C O D）又は生物化学的酸素要求量（B O D）、窒素含有量（T - N）及び燐含有量（T - P）とする。

水質汚濁物質の排出量の算出には、次のような方法がある。把握している情報の内容に応じて、適切な方法により算出し、項目ごとに事業所全体の排出量を合計して算出するものとする。

1 水質汚濁物質の排出濃度を測定している場合の算出方法

排水口ごとに測定された水質汚濁物質の排出濃度に当該排水口の排水量を乗じ、水質汚濁物質の排出量を算出する。その計算式は、次のとおりである。

$$w = \sum (C_m \times Q_m) \times 10^{-3}$$

備考

1 wとは、各排水口の年間の水質汚濁物質の排出量（単位 kg／年）の合計をいう。以下同じ。

2 C mとは、排水口ごとに、次の式により算出した1年間の平均的な水質汚濁物質の濃度（単位 mg / 1）をいう。ただし、C O Dを測定していないがB O Dを測定している場合は、B O Dを求めるものとする。

$$C_m = \frac{1}{n} \times \sum C_n$$

(1) nとは、ある排水口の1年間の測定回数をいう。以下同じ。

(2) C nとは、ある排水口の全測定回数のうち、n回目に測定したときの水質汚濁物質の実測値の濃度（単位 mg / 1）をいう。以下同じ。

3 Q mとは、排水口ごとに、次の式のいずれかにより算出した年間の排水量（単位 m³ / 年）をいう。

(1) 排水口の排水量を測定している場合

$$Q_m = \frac{1}{n} \times \sum (q_n \times t_n) \times T$$

ア q nとは、排水口ごとの実測した流量（単位 m³ / h）をいう。

イ t nとは、q nの測定を行った日の実質操業時間（単位 h / 日）をいう。

ウ Tとは、年間の操業日数（単位 日 / 年）をいう。

(2) 排水口の排水量を測定していない場合

$$Q_m = \text{年間の水の使用量 (単位 m}^3 \text{ / 年)}$$

備考 製造過程等で明らかに消費された水量又は蒸発した水量は、除く。

2 水質汚濁物質の排出濃度を測定していない場合の算出方法

排水口ごとの水質汚濁物質を測定していない場合は、生産量等当たりの原単位を用いて算出する。

$$w = \sum (p_n \times R)$$

備考 1 p nとは、生産量等当たりの原単位をいう。

2 Rとは、p nに対応した年間の生産量等

記入表2 水質汚濁物質の算出表

排水口名	① 排水量 (×10 ³ m ³ / 年)	② 濃度 (mg/l)	③ 排出量 (kg/年)	④ 生産規模	生産規模単位当たりの排出量
合 計		—	—		